【都総体の専門部への補助金について】

R7各専門部へ配布されている補助金は…

① 諸謝金3万円（全専門部一律） ＋

② 加盟校数に応じた諸謝金
（施設使用料の申請をしていない専門部）
※加盟校数に応じた金額は別添の配布基準参照

or

③ 施設使用料の按分額
（施設使用料を申請している専門部）

R7 都総体施設使用料金請求額及び按分額一覧

No	専門部名	専門部請求額	按分額	備考
1	陸上競技男子	¥498,912	¥224,415	
9	ソフトテニス男子	¥194,000	¥87,263	
13	スケート	¥119,500	¥53,752	
14	卓球男子	¥470,200	¥211,501	
15	卓球女子	¥247,116	¥111,155	
16	軟式野球	¥1,038,845	¥467,283	
17	ラグビー		¥0	諸謝金より按分額が少なくなったため申請辞退
18	サッカー　男子	¥644,091	¥289,718	
18	サッカー　女子	¥234,100	¥105,300	
19	ハンドボール	¥191,650	¥86,206	
21	バドミントン	¥407,600	¥183,342	
22	柔道	¥599,688	¥269,745	
23	剣道	¥347,200	¥156,174	
24	水泳	¥1,185,450	¥533,227	
34	自転車競技	¥200,950	¥90,389	
38	アーチェリー	¥0	¥0	諸謝金より按分額が少なくなったため申請辞退
40	少林寺拳法	¥180,933	¥81,385	
41	チアリーディング	¥87,020	¥39,142	
	合計	¥6,647,255	¥2,989,997	

諸謝金増加分（A）	¥410,000
施設使用料合計（B）	¥6,647,255
施設使用費予算（C）	¥3,400,000
D（C-A）	¥2,990,000
按分率（D/B）	0.4498097

※全専門部へ諸謝金として一律1万円上乗せ（R7より）

《 施設使用料の新按分ルール 》

令和6年度の常任理事会で承認された提案により、令和7年度から配布額の逆転現象を防ぐため10万円以下の施設使用料の全額配布基準を撤廃しました。また、補助金の公平化の観点から全専門部への諸謝金を1万円増額しました。それに伴い按分合計額が￥2,990,000となり按分率は以前より低くなっております。

※申請可能な領収書

名義→「東京都高等学校体育連盟」（原則として専門部名はいれないこと） 用途→都総体の会場となる公的施設及び一般施設使用料（附帯設備使用料はダメ）。予備日と準備の会場費OK（競技特性によっては予備日の予備日も可）。会議室は更衣室として使用の場合可、同日の会議等で使用は不可。